

○南会津町農林業センター条例施行規則

平成18年 3 月20日

規則第116号

(趣旨)

第1条 この規則は、南会津町農林業センター条例（平成18年南会津町条例第148号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 南会津町農林業センター（以下「農林業センター」という。）の開館時間は、午前8時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 農林業センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日

(2) 12月29日から翌年1月4日まで

2 指定管理者は、前項に規定する休館日のほか、農林業センターの管理上必要があるときは、町長の承認を得て臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用の手続等)

第4条 条例第6条に基づく利用の許可を受けようとするものは、農林業センター利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）に必要事項を記載し、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可書の交付)

第5条 指定管理者は、利用を許可したときは、農林業センター利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(利用許可の変更)

第6条 農林業センターの利用許可を受けた者が、利用を取り消し、又は許可内容を変更しようとするときは、変更の内容を記載し、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第7条 館岩木工芸センターの利用は、小学5年生以上とする。ただし、小学4年生以下については、保護者同伴とする。

(用具の利用)

第8条 農林業センターに備える用具は、利用許可の区分によりそれぞれ無償で貸与する。

(利用料金の減免の手続)

第9条 条例第12条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用許可申請書を提出する際にあわせて農林業センター利用料金減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 条例第12条の規定する利用料金の減免の取扱基準は、次のとおりとする。

- (1) 地方公共団体が行う事業のため利用するとき。
- (2) 町内小中学生が授業として利用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に認めるとき。

(遵守事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに農林業センターの敷地内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示等を行わないこと。
- (2) 騒音を発するなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) その他指定管理者が定める事項に違反しないこと。

(利用後の届出)

第12条 利用者は、施設等の利用が終了したときは、整理整頓後直ちに届け出て、点検を受けなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の舘岩村農林業センター管理運営規則（昭和61年舘岩村規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和5年規則第16号）

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

農林業センター利用許可申請書

年 月 日

指定管理者

申請人 住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

次により利用したいので許可申請します。

利 用 目 的					
利 用 期 間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで	時間			
長 期 利 用	年 月 日()～ 年 月 日()			日間	
	別紙計画書のとおり				
利 用 区 分	木 工 芸 センター				
	運動広場	野球・ソフトボール・サッカー・その他 ()	1・2面		
利 用 備 品					
利 用 人 数	町 民	一般	人・高校生以下	人	
	町民以外	一般	人・高校生以下	人	
利 用 料 金	規定料金	円	減免後の料金	円(減免申請書添付)	
受付年月日	・ ・	許可年月日	・ ・	許可番号	
備 考					

様式第2号(第5条関係)

農林業センター利用許可書

年 月 日

様

指定管理者

次により利用を許可します。

利 用 目 的					
利 用 期 間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで				時間
長 期 利 用	年 月 日()～ 年 月 日()				日間
	別 紙 計 画 書 の と お り				
利 用 区 分	木 工 芸 センター				
	運動広場	野球・ソフトボール・サッカー・その他 ()			1・2面
利 用 備 品					
利 用 人 数	町 民	一般 人・高校生以下 人			
	町民以外	一般 人・高校生以下 人			
利 用 料 金	規定料金 円	減免後の料金 円(減免申請書添付)			
受付年月日	・ ・	許可年月日	・ ・	許可番号	
備 考					

<裏面>許可条件

〔条 件〕

- 1 この許可書は、利用の際、管理人に提示しその指示にしたがうこと。
- 2 この許可を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 利用時間を厳守し、次の利用者の妨げにならないこと。
- 4 利用者の都合により利用しないときは、その旨を指定管理者に連絡すること。ただし、利用前日までに連絡のない場合は、利用料金は返還しない場合がある。
- 5 天候・その他利用者の責めに帰さない事由により、利用することができなかったときは、この限りでない。
- 6 傷害及び施設の設備破損等の事故は、利用者の責任において処理すること。
- 7 利用終了後、利用備品等は必ず返却し、整理整頓後、指定管理者の検査を受けること。

様式第3号(第9条関係)

農林業センター利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者

申請人 住 所
団 体 名
代表者氏名

農林業センターの利用について、次により利用料金を減免して下さるよう申請します。

利 用 目 的					
利 用 区 分					
利 用 時 間 及 び 期 間	年 月 日	午前・午後	時 分	から	時間
	年 月 日	午前・午後	時 分	まで	
	長期	年 月 日	()から	()まで	日間
別紙計画書のとおりに記入してください					
共 催 又 は 後 援 団 体					
減免の理由					

*下記の欄は、記入しないでください。

規 定 料 金	減 免 の 根 拠	免 除	減 免 金 額	減免後の料金
円	施行規則 第10条 第1項 第1号 第2号 第3号		円	円